

旧 閑 谷 学 校 『 楷 の 木 募 金 』 趣 意 書

20210709

公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会では、従来から特別史跡旧閑谷学校において、国宝の講堂を始め、重要文化財や史跡内の樹木等の維持管理を行っておりますが、平成24年度から公益財団法人になったのを契機に、備前市はもとより岡山県の観光シンボルでもある旧閑谷学校の魅力を向上し、御来場の皆様に喜んでいただける施設とするため、より積極的に環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、旧閑谷学校を愛する企業や各種団体、そして市民県民の皆様方にこの趣旨を御理解いただき、これらの費用の一部について広く御支援と御協力を賜りたく存じます。

皆様方には、出費御多端のおり、誠に恐縮に存じますが、なにとぞこの趣旨に御賛同いただき、格別の御高配を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成25年3月吉日

旧閑谷学校『楷の木募金』発起人

池本 敏朗 岡山県議会議員、内山 登 岡山県議会議員、尾川 直行 備前市議会議員、岡崎 彬（公社）岡山県観光連盟代表理事、小嶋 光信 両備グループ代表・CEO、長崎 信行 備前商工会議所会頭、西岡 憲康 備前市長、波田 善夫（公財）岡山県郷土文化財団 理事長、森崎 岩之助（公財）特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会 理事長 【五十音順】

【お問い合わせ先】
〒705-0036 岡山県備前市閑谷784
公益財団法人 特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会 事務局
TEL 0869-67-9900 FAX 0869-67-1645

寄 附 納 入 通 知 書

【（公財）特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会控】

振込依頼額

※ 振込人住所・氏名

寄附金額

※

円

郵便番号 〒

おところ

おなまえ

ご連絡先TEL

内 容 公益財団法人による史跡の保護・保存に関する事業に対する寄付金

取扱金融機関

口座番号 備前日生信用金庫吉永支店 普通 No.181649

口座名 公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会

お振込についてのお願い

- ・各票の※印欄は、ご依頼人において記載願います。
- ・お振込の際には、必ずこの用紙（切り離さず）を金融機関へお持ち願います。
- ・恐れ入りますが、払込手数料は、ご依頼人様においてご負担願います。

令和 年 月 日

受取人 〒705-0036

岡山県備前市閑谷784

公益財団法人 特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会

領収印

振 込 依 頼 書

【金融機関控】

※ 振込人住所・氏名

郵便番号 〒

おところ

おなまえ

ご連絡先TEL

払込取扱金額

金 額 ※

円

振込手数料

円

内 容 公益財団法人による史跡の保護・保存に関する事業に対する寄付金として上記のとおり領収いたしました。

令和 年 月 日

振込先金融機関

口座名 備前日生信用金庫吉永支店 普通 No.181649

コウエキザイダンホウジン トクベツシセキキュウシズタニガツコウケンショウホゾンカイ
公益財団法人 特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会

領収印

受 領 証

【振込人控】

※ご依頼人

おところ

おなまえ

領収金額

寄附金額 ※

円

振込手数料

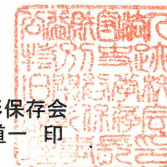
円

内 容 公益財団法人による史跡の保護・保存に関する事業に対する寄付金として上記のとおり領収いたしました。

令和 年 月 日

受領者 〒705-0036 岡山県備前市閑谷784

公益財団法人 特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会
理 事 長 國 友 道 一 印



- ・取扱金融機関印又は受取印なきものは無効
- ・本寄付金は所得税法第78条又は法人税法第37条第4項の対象となるため、この受領証は確定申告の際、その証拠書類となるものですから大切に保管してください。

領収印